

大分県報

令和元年
五月七日

（火曜日）

目次

教育委員会告示

令和二年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項……………一
民間企業等での管理職経験者を対象とした令和二年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項……………二三
令和二年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験実施要項……………一五
令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施……………一七

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

令和二年度大分県公立学校教員採用選考試験を次の要項により実施する。
令和元年五月七日

大分県教育委員会

令和二年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県公立学校教員を志望する者について、令和二年度採用に当たつての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考区分、試験区分及び採用予定者数等

(1) 一般選考

試験区分	採用予定者数	
	全体数	教科・科目別内訳等
①小学校教諭	200人	

②小中学校連携教諭	5人	英語(5)
③中学校教諭	106人	国語(12) 社会(12) 数学(20) 理科(15) 音楽(6) 美術(4) 保健体育(12) 技術(1) 家庭(2) 英語(2)
④高等学校教諭	55人	国語(7) 地理歴史(世界史(1) 日本史(2) 地理(2)) 公民(1) 数学(7) 理科(物理(1) 化学(2) 生物(3)) 保健体育(3) 音楽(1) 美術(1) 書道(1) 英語(6) 家庭(2) 農業(3) 工業(機械(2) 電気(2) 土木(1) 建築(1) 工業化学(1)) 水産(機械(1) 航海(1)) 商業(2) 情報(1)
⑤特別支援学校教諭	51人	小学部(6) 中学部(15) 高等部(20)
⑥養護教諭	16人	
⑦栄養教諭	3人	
一般選考計	436人	

※ ②の小中学校連携教諭で採用された者は、小学校に配置するが、中学校との人事交流を行う（以下同じ。）。

※ ④の高校美術で採用された者は、工業高校においてデザインを指導することもある（以下同じ。）。

※ ⑤のうち小学部又は中学部で採用された者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校において、特別支援学級担当の教諭として勤務する（以下同じ。）。

※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する（以下同じ。）。

(2) 特別選考

障がい者が社会参加することを通じて青少年の健全育成を推進するため、社会人としての多様な経験や専門的な知識・技能を教育に生かすため、卓越した指導者の秀でた実績や優れた知識・技能を競技力向上に生かすため、及び特定の教科についてに優れた知識・技能を教育に生かすために実施する。

試験区分	採用予定者数	摘要
特別選考(1) (障がい者特別選考)	8人	一般選考の試験区分①から⑦までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施するが、小学校教諭志望者に限って、願書の記載事項を審査の上、第2次試験の実技試験の一部又は全てを免除する

令和元年五月七日

大分県報(教育委員会告示)

		ことがある。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
特別選考（Ⅱ） （社会人特別選考）	2人	一般選考の試験区分①から④までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験は、教養試験及び専門試験に代えて、小論文を実施する（実技試験（当該教科受験者）は実施する。）。なお、第2次試験及び第3次試験は、一般選考と同様の試験を実施する。
特別選考（Ⅲ） （スベシヤリスト特別選考）	2人	高等学校教諭のうち、下記※の教科を志望する者で、スポーツの指導者として優秀な実績を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、プレゼンテーション及び面接試験を実施する。
特別選考（Ⅳ） （特定教科特別選考 高校教諭（農業）、高校教諭（工業）、高校教諭（水産））	農業1人 工業2人 水産1人	高等学校教諭のうち、農業、工業、水産を志望する者で、他県の国公立学校の正規教員で志望する教科の分野に優れた知識・技能を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、プレゼンテーション及び面接試験を実施する。
特別選考計	16人	

※ 特別選考（Ⅲ）の教科：国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、農業、工業、水産、商業、情報、福祉

(3) 併願制度

次の①から⑩までの試験区分及び教科・科目等の組合せに限り、併せて出願することができる。併願を希望する場合は、第1志望及び第2志望を願書に記入すること。併願を希望しない場合は、第1志望のみ願書に記入すること。（併願を希望する者は、第一次試験の免除を希望することはできない。）

① 小中学校連携教諭（英語）と中学校教諭（英語）	⑦ 中学校教諭（家庭）と高等学校教諭（家庭）
② 中学校教諭（国語）と高等学校教諭（国語）	⑧ 中学校教諭（英語）と高等学校教諭（英語）
③ 中学校教諭（数学）と高等学校教諭（数学）	⑨ 特別支援学校教諭 小学部と中学部
④ 中学校教諭（音楽）と高等学校教諭（音楽）	⑩ 特別支援学校教諭 小学部と高等部

⑤ 中学校教諭（美術）と高等学校教諭（美術）	⑪ 特別支援学校教諭 小学部と高等部
⑥ 中学校教諭（保健体育）と高等学校教諭（保健体育）	

上記の①から⑩までの組合せを除いて、出願できる試験区分は、小学校教諭、小中学校連携教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、特別選考（Ⅰ）、特別選考（Ⅱ）、特別選考（Ⅲ）又は特別選考（Ⅳ）のいずれか一つとする。

また、出願後の選考区分、試験区分及び教科・科目等の変更は認めない。

3 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者に限る。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者

(2) 試験区分に応ずる教諭普通免許状（小中学校連携教諭（英語）志望者は、小学校教諭普通免許状に加えて、中学校教諭（外国語）普通免許状。特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状）を現に有している者又は令和2年3月31日までに取得見込みの者

平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史又は公民を受験できる。

水産（機関）教諭志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士（機関）の海技免状を現に所有している者又は令和2年3月31日までに取得見込みの者

水産（航海）教諭志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士（航海）の海技免状を現に所有している者又は令和2年3月31日までに取得見込みの者

(3) 昭和44年4月2日以降に生まれた者

(4) 県内のどこにでも赴任できる者

上記(1)から(4)までの要件に加え、(5)の要件を満たす者に限る。

(5) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者

<p>イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>上記(1)、(3)及び(4)の要件に加え、(6)及び(7)の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(6) 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 試験区分に応ずる教諭普通免許状（小中学校連携教諭（英語） 志望者は、小学校教諭普通免許状に加え、中学校教諭（外国語）普通免許状）を現に有している者又は令和2年3月31日までに取得見込みの者 イ アに該当しない者で、次の①及び②に該当するもの（小学校教諭志望者を除く。） ① 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を 持っている者</p> <p>(7) 民間企業・官公庁等において常勤の職（国公立学校・学習塾・予備校等の教育職を除く。）として令和元年6月1日現在5年以上継続して勤務している者</p>	<p>の者は除く。）としての勤務期間が令和元年6月1日現在5年以上（休職・育児休業の期間を除く。）である者</p> <p>(注意) ・一般選考(2)における試験区分に応ずる教諭普通免許状を令和2年3月31日までに取得見込みの者について 養護教諭に出願する者で、養護教諭免許状を令和2年3月31日までに取得見込みのものに、令和元年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。 栄養教諭に出願する者で、栄養教諭免許状を令和2年3月31日までに取得見込みのものに、令和元年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。 ・特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件について 採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。</p> <p>(i) 「志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科・科目の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果の実施が期待できるものであること。</p> <p>(ii) 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。</p> <p>なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。</p> <p>・特別選考(Ⅲ)の受験資格について 上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。</p>
<p>特別選考(Ⅱ)</p> <p>上記(1)から(4)までの要件に加え、(8)及び(9)の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(8) 平成22年4月1日以降令和元年5月31日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 国際レベルの大会に日本代表として出場した団体又は個人を指導した実績を有する者 イ 全国規模の大会でベスト8以上の成績を収めた団体又は個人を指導した実績を有する者</p> <p>(9) 出願時において、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟に大分県が加盟している競技種目のうち下記の種目の指導者である者 種目：陸上競技、体操、水泳、バスケケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、バドミントン、ソフトボール、相撲、柔道、ボート、剣道、レスリング、弓道、テニス、登山、自転車競技、ボクシング、ホッケー、ウエイトリフティング、ヨット、フエンス、空手道、アーチェリー、なぎなた、カヌー、馬術、ライフル射撃、軟式野球、硬式野球</p>	<p>(参考) 地方公務員法(抜粋) (欠格条項) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人</p>
<p>特別選考(Ⅲ)</p> <p>上記(1)及び(4)の要件に加え、(10)及び(11)の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(10) 昭和35年4月2日以降に生まれた者 (11) 大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員(臨時的任用</p>	<p>特別選考(Ⅳ)</p>

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 学校教育法（抜粋）**
- 〔校長・教員の欠格事由〕
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験の免除

(1) 免除の要件

次の①から⑤までのいずれかの要件を満たす者は、希望により第1次試験を免除する。ただし、特別選考（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）を受験する者並びに併願を希望する者は除く。

- ① 次のア又はイに該当する者
- ア 平成30年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成29年度実施）の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、令和2年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和元年度実施）において、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者
- イ 平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成30年度実施）の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、令和2年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和元年度実施）において、同一の試験区分及び教科

・科目等を受験する者
 （注意）上記ア及びイの「第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者」には、第1次試験免除者は含まれない。

② 次のア及びイに該当する者

ア 小学校教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の小学校又は国立大学法人が所管する小学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和元年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の小学校若しくは国立大学法人が所管する小学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規教員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者

③ 次のア及びイに該当する者

ア 中学校教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の中学校又は国立大学法人が所管する中学校の正規教員（志望する教科と同一教科に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和元年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の中学校若しくは国立大学法人が所管する中学校の正規教員（志望する教科と同一教科に限る。また、臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規教員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者

④ 次のア及びイに該当する者

ア 特別支援学校教諭小学部、中学部又は高等部に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の特別支援学校又は国立大学法人が所管する特別支援学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和元年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の特別支援学校若しくは国立大学法人が所管する特別支援学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規教員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者

⑤ 次のア及びイに該当する者

ア 養護教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教

員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和元年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者

（注意） ②から⑤までのいずれかの要件により第1次試験の免除を希望する者は、出願書類として、勤務履歴を証明するものを提出すること。

なお、在職期間の確認ができない場合は、免除しない。

(2) 免除の手続
免除を希望する者は、願書の該当欄に記入した上で、「5 出願等手続」に従って出願すること。

5 出願等手続

出願の方法には、「(1)インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法」、「(2)出願に必要な書類をダウンロードして提出する方法」、「(3)配布等により入手した出願に必要な書類を提出する方法」の3種類がある。(1)の方法を選択した場合は、出願に願書等書類の提出は不要となる（特別選考（I）から（IV）までを除く。）。

(1) インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法（電子申請のみで出願可能）

※ インターネット接続、メールの送受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能な者は、できる限りこの方法で出願すること。

ア 大分県電子申請システムの利用者登録

インターネット上の次のURLにアクセスし、「利用者登録はこちら」→「基本情報入力」→「利用者IDの発行」→「送信されたメールの確認ページでIDとパスワード入力」を行う。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/>

※ 取得したIDやパスワードは忘れないよう控えておくこと。

イ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

※ 入力期間 令和元年5月13日（月）9：00～同月27日（月）17：15
登録したIDとパスワードでログインし、「申請先の選択」→「大分県」→「令和2年度 大分県公立学校教員採用選考試験」→「電子申請をする」→「申請情報の入力」を行う。申請内容を確認後、「送信」をクリックする。

※ 入力前に実施要項を必ず印刷し、「願書等記入上の注意」をよく読んでから入力すること。また、入力情報にコード番号が必要になるので、実施要項であらかじめ調べておくこと。

※ 「送信」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「送信」後に修正の必要が出た場合、(5)の書類の提出先に連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、上記入力期間内に依頼すること。

※ 「送信」後に、再度「送信」を行うと重複した申請になるので絶対に行わないこと。

※ 申請が受け付けられると受付確認画面が表示されるので、画面に表示される内容を確認すること。特に「受付番号」は、問合せや願書等記入の際などに必要になるため、控えておくこと。

ウ 申請書控え保存

送信が完了し、確認する画面で申請内容を「申請書控え保存」で保存しておくこと。

エ 申請内容の審査

審査期間 令和元年5月28日（火）～5月31日（金）

上記の期間中に集中して電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、メールで通知する。

※ 上記審査期間内に「審査完了」のメールが届かない場合は、(5)の書類の提出先に連絡を必ず行うこと。

※ システムの操作、利用者登録等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話097-506-2176；受付時間9：00～18：00（日曜日及び土曜日を除く。））に問い合わせること。

(2) 出願に必要な書類をダウンロードして提出する方法

ア 出願に必要な書類のダウンロード及び印刷

大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に出願に必要な書類一式を掲載するので、必要に応じてダウンロードし、各自で印刷（A4モノクロ印刷）すること。

※ ダウンロード可能期間 令和元年5月13日（月）9：00～6月6日（木）17：15
書類の記入・提出

記入要領に従って、出願に必要な書類の記入を黒のペン又はボールペンで行うこと。

出願に必要な書類の提出は、(4)に記載された「願書受付期間及び提出方法等」に従い、(5)に記載された提出先を行うこと。

(3) 配布等により入手した出願に必要な書類を提出する方法

ア 出願に必要な書類の入手方法

大分県内の各教育事務所、大分県立図書館、大分県庁舎、大分県福岡事務所、大分県大阪事務所、大分県東京事務所等で配布している実施要項(出願に必要な書類付属)を直接入手すること。直接入手できない場合は、郵便で実施要項を次の宛先に請求すること。なお、封筒の表には「教員採用選考試験実施要項請求」と朱書きすること。

※ 宛先：〒870-8503 大分市内町3丁目10番1号

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

※ 住所、氏名等を記載し、140円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号 縦33.2cm 横24cm)を同封すること。

※ 往復の郵送に要する日数を考慮し、余裕を持って請求すること。なお、実施要項は令和元年5月7日(火)以降、順次送付する。

イ 書類の記入・提出

記入要領に従って、出願に必要な書類の記入を黒のペン又はボールペンで行うこと。

出願に必要な書類の提出は、(4)に記載された「願書受付期間及び提出方法等」に従い、(5)に記載された提出先を行うこと。

(4) 願書受付期間及び提出方法等 ((2)、(3)の出願方法及び特別選考(Ⅰ)から(Ⅳ)までの出願の場合)

願書受付期間 令和元年5月24日(金)から同年6月6日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「(試験区分名称) 受験願書在中」と朱書きすること。(例：「中学校教諭受験願書在中」)

① 持参による場合

・5の(5)の書類の提出先に持参すること。
・受付時間は、8:30~17:15とする。

② 郵送による場合

・簡易書留とすること。
・令和元年6月6日(木)の消印のあるものまで有効とする。

(5) 書類の提出先

大分市内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班(大分県庁舎別館7階)
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(6) 提出書類(①から③までは全員(ただし、電子申請者を除く。)、④から⑥までは該当者のみ)

提出物	注意事項等
① 願 書	・電子申請の場合は、必要事項の入力のみで提出不要。 ・電子申請しない場合は、必要事項を記入して提出すること。
② コード入力票	・電子申請の場合は、必要事項の入力のみで提出不要。 ・電子申請しない場合は、必要事項を記入して提出すること。
③ 返信用封筒(受験票送付用) 1枚	・電子申請の場合は、出願時提出不要。 ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「○○様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること(速達を希望する場合は、362円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること)。
④ 特別選考(Ⅰ)の受験資格を証する書類(身体障害者手帳等の写し)	・特別選考(Ⅰ) 志望者のみ
⑤ 特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件に該当する者に必要な提出書類	・特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件に該当する者は、次の(i)及び(ii)の書類を提出すること。 (i) 教員の職務を行うために必要な資質能力に関するアピール書(別紙様式1※)(自らの専門的な知識経験又は技能と教育指導との関連及び活用、これまでの指導歴その他教員としての資質能力についてアピールしたい事項) (ii) 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格(国家資格、公的資格、民間資格の別を問わない。)を証する書類(写しでもよい。)
⑥ 特別選考(Ⅲ)の受験	・別紙様式2-1及び2-2(※)の記載に従い、所属団

資格を証する書類	体等の代表者による証明書を提出すること。
⑦ 特別選考（Ⅲ）受験に係る意向届	・別紙様式2-3（※）に必要事項を記入し、押印すること。
⑧ 特別選考（Ⅳ）の受験資格を証する書類	・勤務履歴を証明するもの（別紙様式3※）を提出すること。なお、任命権者が作成した書類をもって代えることができる。
⑨ 第1次試験の免除に係る書類	・前記4の(1)の②から⑤までのいずれかに該当することにより、第1次試験の免除を希望する者は、勤務履歴を証明するもの（別紙様式3※）を提出すること。なお、任命権者が作成した書類をもって代えることができる。

※ 特別選考（Ⅰ）から（Ⅳ）までを志望する者は、電子申請利用者であっても④から⑨までのうち、該当書類を提出すること。

※ 別紙様式1、2-1、2-2、2-3及び3は、次のア又はイのいずれかの方法により入手すること。

ア 大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からダウンロードする。

イ 上記5の(5)の書類の提出先に請求する（事前に電話連絡すること。）。

(注意) (ア) 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

(イ) 出願時に提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(ウ) 受験料は不要である。

(エ) 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(オ) 特別選考（Ⅰ）による小学校教諭志望者で、第2次試験の実技試験の一部又は全ての免除を希望する者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(カ) 特別選考（Ⅱ）志望者は、願書の「職歴」欄に、民間企業・官公庁等において常勤の職として5年以上継続して勤務していることが分かるように記入すること。

なお、第3次試験合格後、在職証明書の提出が必要である。

(キ) 特別選考（Ⅱ）志望者のうち、前記3の受験資格(6)のアの要件に該当する者が受験資格(7)に該当しないと審査された場合は、一般選考を受験することができない。

(ク) 特別選考（Ⅲ）志望者が、前記3の受験資格(8)及び(9)の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。ただし、出願時に提出された別紙様式2-3において、一般選考（志願する教科・科目は、2(1)④（高等学校教諭）の教科・科目に限る。）での受験希望を届け出た者に限る。

(ケ) 特別選考（Ⅳ）志望者が、前記3の受験資格(11)の要件に該当しないと審査された場合には、前記3の受験資格(9)の要件を満たしていれば、一般選考を受験することができる。

(7) 受験票の交付

令和元年6月28日（金）頃本人宛て発送する。令和元年7月5日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

※ 上記5の(1)の方法（電子申請）により出願した者には、本人宛てメール（令和元年6月28日（金）頃から送信を開始する。）に受験票を添付するので、各自で印刷して利用すること。令和元年7月2日（火）を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

6 第1次試験

第1次試験においては、基本的知識等の修得状況を判断するものとし、以下のとおり実施する。

(1) 期 日

令和元年7月14日（日） [中・高等学校保健体育の実技試験(以外)]

令和元年7月15日（月） [中・高等学校保健体育の実技試験のみ]

(2) 試験場

令和元年7月14日（日）

大分県立大分上野丘高等学校

大分市上野丘2丁目10番1号 電話 (097) 543-6249

大分県立大分豊府中学校・高等学校

大分市大字羽屋600番地1 電話 (097) 546-2222

令和元年7月15日（月）

大分県立総合体育館

大分市青葉町1番地 電話 (097) 551-1511

大分県立大分商業高等学校

大分市西浜4番2号 電話 (097) 558-2611

(注意) ア 上記4会場で実施する。各受験者の試験場は受験票に記載して通知する。

イ 受験者の家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び家用車による試験場への送迎は禁止する。各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 日程及び試験内容

令和元年7月14日（日）

時 間	試 験 等	内 容 等
9：30	試験室入室完了	・試験室には8：50から入室可
9：30～9：50	出欠確認、諸注意	
9：50～10：40	教養試験 ※特別選考（Ⅱ）志望者 に対しては、小論文 （9：50～11：10、 1200字以内）を実施す る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養（答申・学習指導要領を含む。）
11：20～12：30 （音楽、美術、 書道及び保健体 育は12：10ま で）	専門試験	
	小学校	・小学校の全教科及び英語（リスニング）
	小中学校連携	・英語に関する専門的事項（リスニング）
	中・高等学校	・受験する教科・科目（英語はリスニングを含む。）
	特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項
	養護教諭	・養護に関する専門的事項
	栄養教諭	・栄養に関する専門的事項
13：00～	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高等学校の音楽、中・高等学校の美術及び高等学校の書道を志望する者のみ ・内容及び携行品は以下を参照のこと。
令和元年7月15日（月）〔中・高等学校保健体育の実技試験のみ〕		
時 間	試 験 等	内 容 等
9：30	試験会場入室完了	・試験会場には8：50から入室可
9：30～9：50	出欠確認、諸注意	

9：50～17：00	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高等学校の保健体育を志望する者のみ ・内容及び携行品は以下を参照のこと。
------------	------	--

(注意) ア 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

イ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。

ウ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、携帯電話や荷物は試験室外の指定箇所（当日指定する。）に置くこと。試験実施時間中に、試験室内に携帯電話を持ち込んだ場合は、受験を無効とすることがある。

エ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、途中退室することはできない。

オ 教養試験問題及び専門試験問題は、択一式とする。ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。

カ 中・高等学校の保健体育志望者で、実技試験のうち水泳を7月15日（月）に受験できない者は、第1次試験当日に申請することにより、水泳を予備日（別途指定する日）に受験することを認める。

キ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること（この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。）。

※ 第1次試験の実技試験内容

試験区分・教科	内 容
中・高等学校の音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・弾き歌い（当日指定の課題曲をピアノ伴奏しながら歌唱すること。） ・楽曲の演奏（声楽、ピアノ又は他の楽器による任意の楽曲の演奏。ただし、電子・電気楽器は除く。） ※ 暗譜、伴奏なしで演奏すること。 ※ ピアノは、試験室に準備したものを使用すること。 ※ 楽器を持参する場合は、各自で持ち運びや準備・片付けが容易なものであること。 ※ 持参した楽器の音の調整等は、試験前に5分程度可能である。 ※ 演奏時間は2分程度とし、楽曲の途中から演奏を開始してもよい。
中・高等学校の	・鉛筆デッサン、水彩画

美術	
高等学校の書道	・毛筆、硬筆
中・高等学校の保健体育	・選択1から選択4までの各選択種目群のうちから、それぞれ1種目、合わせて4種目を出願時に選択すること。なお、出願後の種目変更は認めない。 【選択1】 武道(柔道、剣道から選択) 【選択2】 球技(バスケットボール、バレーボールから選択) 【選択3】 ダンス(創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択) 【選択4】 水泳(クロール、平泳ぎから選択：50m)
(4) 携行品	注意事項等
① 受験票	・電子申請による出願者は、各自で印刷後持参すること。
② 写真票	・所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。
③ 筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム
④ 時計	・計時機能だけのものに限る。
⑤ 返信用封筒(第1次試験結果通知用)	・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること(速達を希望する場合は、362円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること)。 ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。
⑥ 上履き及び靴入れ	
⑦ 実技試験に必要なもの(右表のとおり)	試験区分・教科 中・高等学校の音楽 中・高等学校の美術 高等学校の書道
	携行品 楽曲の演奏に必要な楽器等 画用鉛筆、水彩用具一式(アクリルガッシュ、ボスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可)、画板、画板に紙を固定するもの(クリップ等)、制作に適した服装 毛筆：筆(最大半切作品が書けるものから、仮名小字が書けるものまで)、墨、

⑧ 特別選考(Ⅰ)の受験資格を証する書類(身体障害者手帳等)	・特別選考(Ⅰ) 志望者のみ
(5) 試験結果	<p>① 第1次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の2倍の数(採用予定者数が1人の場合は4倍の数)とする。ただし、平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験(平成30年度実施)で試験を実施しなかった試験区分(教科・科目等)は、採用予定者数の3倍の数(採用予定者数が1人の場合は5倍の数)とする。</p> <p>ただし、採用予定者数が10人以上の試験区分(教科・科目等)については、上記の数から第1次試験免除者数を減じた数を合格者数とする。</p> <p>また、特別選考(Ⅰ)及び特別選考(Ⅱ)の合格者数は、採用予定者数の3倍の数とする。</p> <p>なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。</p> <p>※ 合格ライン：上記の合格者数を第1次試験の合格ラインとする。</p> <p>※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%(150点満点中60点)以下に該当する場合</p> <p>② 併願を希望した者は、第1志望不合格の場合でも、第2志望の合格者として発表することがある。第2次試験以降は第1次試験で合格した試験区分及び教科・科目等で受験する。</p> <p>③ 第1次試験の結果は、令和元年7月26日(金)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に、第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。</p> <p>また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ</p>

(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

④ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。

⑤ 各試験区分（教科・科目等）における教養試験、専門試験及び実技試験の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。

7 第2次試験

第1次試験の合格者及び免除者について、教員として必要な専門性を判断するため、以下のとおり、第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験の合格者には第1次試験結果通知に併せて指示する。また、第1次試験の免除者には、令和元年7月26日（金）頃本人宛で通知する。令和元年8月1日（木）を過ぎても第2次試験の日程の詳細が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

令和元年8月8日（木）から同月17日（土）まで（予定）のうち、指定する日（ただし、同月13日から同月15日までは除く。）

(2) 試験場

大分県立爽風館高等学校 大分市上野丘1丁目11番14号 電話 (097) 547-7700

(注意) ア 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とすることで厳守すること。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

ウ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内容等
模擬授業（場面指導）及び口頭試問	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業については、養護教諭志望者は場面指導とする。口頭試問は、模擬授業（場面指導）や教科・科目等の専門に関する内容を問う。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、小中学校連携教諭、中学校の技術、中・高等学校の家庭、中・高等学校の英語及び養護教諭を志望する者のみ ・内容及び携行品は、以下を参照のこと。

(注意) 実技試験において、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること（この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。）。

※ 第2次試験の実技試験内容

試験区分・教科	内 容
小学校	音楽（ピアノ伴奏による歌唱共通教材の弾き歌い。1番のみ。） ※ 小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）に記載されている、小学校第3学年から第6学年までの歌唱教材の共通教材（以下「歌唱共通教材」という。）の中から受験者が1曲を選択すること。歌唱共通教材以外の曲を選択した者は、0点として取り扱うものとする。 ※ 前奏及び後奏を入れること。 ※ ピアノ伴奏をつけて、主旋律を歌唱すること。 ※ 調及び使用する楽譜は、特に指定しない。 ※ 体育（マット運動：連続技〈開脚前転→前転→ジャンプ1/2ひねり（方向転換）→後転→開脚後転→側方倒立回転〉） 英語（試験当日提示するテーマに基づいた、英語表現（スピーキング）テスト）
中学校の技術	木材加工における実技と道具の適切な使い方に関する試験
中・高等学校の家庭	被服製作実習の技能に関する試験 調理実習の技能に関する試験 ※ 道具は、試験室に準備したものを使用すること。
小中学校連携教諭、中・高等学校の英語	英会話（英語によるグループディスカッション）及び英語による個人面接 ※ 英語教員として求められる英語を十分に理解し、また使用することができるレベル（例：実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を持つレベル）
養護教諭	応急手当と救命処置の実技に関する試験

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験で使用したもの
② 写真票	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験免除者のみ受付に提出 ・所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。

③	筆記用具		
④	時計	・計時機能だけのものに限る。	
⑤	実技試験に必要なもの (右表のとおり)	試験区分・教科	携行品
		小学校	運動に適した服装、体育館シューズ、靴入れ
		中学校の技術	実技のできる服装、タオル、筆記用具(けがき用)、木工用具一式(さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、のみ、げんのう、釘抜き、木づち、すじけびき)
		中・高等学校の家庭	調理実習着(白衣又はかつぼう着)、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚

(5) 試験結果

① 第2次試験の合格者数は、採用予定者数の3/2倍の数(採用予定者数が1人の場合は3倍の数、150人以上の場合は4/3倍の数、200人以上の場合は5/4倍の数)とする。ただし、小数点以下の端数は切り上げとする。

なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合には、合格者としていない。

※ 合格ライン：上記の合格者数を第2次試験の合格ラインとする。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40% (350点満点中140点) 以下に該当する場合

② 第2次試験の結果は、令和元年9月9日(月)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に、第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

8 第3次試験

第2次試験の合格者について、教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり、第3次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第2次試験結果通知に併せて指示する。令和元年9月13日(金)を過ぎても第3次試験の日程の詳細が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

絡すること。

(1) 期 日

令和元年9月21日(土)から同月30日(月)まで(予定)のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県教育センター 大分市大字野原847番地の2 電話 (097) 569-0118

(注意) ア 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

イ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内 容 等
面接 I	集団面接・集団討論
面接 II	個人面接

(注意) 特別選考(Ⅲ)及び特別選考(Ⅳ)の試験内容については、別途指示する。

(4) 試験結果

第3次試験の結果は、令和元年10月16日(水) (予定)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に、第3次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第3次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

なお、採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としていない。

※ 成績が著しく低い場合：第3次試験の得点率が40% (350点満点中140点) 以下に該当する場合

9 各試験の配点

(1) 第1次試験 (150点満点)

一般選考及び特別選考 (Ⅰ)

試験区分・教科		教養試験	専門試験	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	50	50	50
高等学校	音楽・美術・書道・保健体育	50	100	
上記以外				

特別選考 (Ⅱ)

試験区分・教科		小論文	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	100	50
高等学校	音楽・美術・書道・保健体育		
上記以外		150	

※ 第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定する。

(2) 第2次試験（350点満点）

試験区分・教科	模擬授業	口頭試問	体育実技	音楽実技	英語実技	実技試験
小学校	150	110	30	30	30	
小中学校連携教諭						
中学校	180	120				50
技術・家庭・英語						
高等学校	150	120				80
家庭・英語						
養護教諭	150	120				
上記以外	200	150				

※ 養護教諭の模擬授業欄の点は、場面指導の点とする。

※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。

(3) 第3次試験（350点満点。ただし、特別選考（Ⅲ）及び特別選考（Ⅳ）は400点満点。）

試験区分・教科	面接Ⅰ	面接Ⅱ
全試験区分・教科	100	250

※ 第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績（700点満点）により決定する。

特別選考（Ⅲ）及び特別選考（Ⅳ）

試験区分・教科	プレゼンテーション	面接
高等学校・教科	200	200

※ 特別選考（Ⅲ）及び特別選考（Ⅳ）の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

10 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の試験の得点及び総合

点を、各試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

11 合格者の行う手続等

- (1) 第3次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第3次試験合格者に対して通知する。
- (2) 特別選考（Ⅱ）による第3次試験の合格者は、指定する日までに、民間企業・官公庁等において5年以上継続して勤務していることが分かる、勤務先が発行する在職証明書（様式は任意）を提出すること。

12 採用及び給与

- (1) 選考試験の合格者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合を除き、令和2年4月1日付けで採用するものとする。
 - ① 令和2年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院（以下「大学院修士課程等」という。）での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。
 - ア 大学院修士課程等に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。ただし、教職大学院の3年制の1年に在学し修学を継続する場合は、最大2年間延期する。
 - イ 令和2年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。ただし、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延期する。
 - ② 特別選考（Ⅱ）の合格者は、研修を実施するため、令和2年1月に事務職員として採用する。研修期間を経て、令和2年4月1日付けで合格した試験区分の教諭として任用する。
 - ③ 養護教諭の合格者で、令和元年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものは、当該免許状取得後に採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とする。
 - ④ 上記①から③までのほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。
 - ① 合格した試験区分及び教科・科目等に応ずる教諭普通免許状又は特別免許状を取得見込みの者が、令和2年3月31日までに当該免許状を取得できない場合
 - ② 令和2年4月1日現在において、合格した試験区分及び教科・科目等の有効な普通

免許状を有していない場合

- ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 平成31年4月1日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約220,000円、短期大学卒約196,000円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

13 その他

- (1) 台風等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午後3時以降に、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。
- (2) 体育実技試験を受験する者は、必要に応じて、事前に健康診断や医師の診察を受けるなど体調管理に十分注意すること。
- (3) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問合せ先は、「5の(5)書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問合せ先は、各試験場とする。
- (4) 過去の試験問題等は、以下の場所で開催している。
大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話（097）506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
問合せ 9：00～17：00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

大分県教育委員会 採用試験課

民間企業等での管理職経験者や受験しつづけた平成21年度大分県公立学校「校長」採用試験経験者試験や次の要項にのっとり実施する。

令和元年五月七日

大分県教育委員会

民間企業等での管理職経験者を対象とした

令和2年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立学校又は県立高等学校の校長採用候補者として選考するためを行う。

2 求められる民間人校長像

民間企業等で培った柔軟な発想や企画力、組織運営能力を有し、教職員の意識改革及び学校組織の改革への意欲に富んでいる者

3 募集内容

- (1) 人数 1人以内（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 令和2年1月
大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、令和2年4月1日に大分県市町村立学校又は大分県立高等学校の校長として任用する予定である。

4 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者
ただし、大分県教育委員会が過去（H21～H30）に実施した「民間企業等での管理職経験者を対象とした大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験」又は「平成26年度公募による大分県立学校「校長」採用候補者選考試験」に出願したことがある者については、直近の受験年度の6月以降において、民間企業等における新たな管理職経験を有する場合にのみ、出願することができる。
- (5) 出願時点で、公務員及び国公私立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (6) 県内のどこにでも赴任できる者

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

令和元年五月七日

大分県報（教育委員会）

- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 学校教育法（抜粋）**
- 〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。
- (2) 指導力に富み、フネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

6 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和元年8月1日（木）から同月23日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「校長選考試験願書在中」と朱書きすること。

① 持参による場合	・6の②の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
-----------	---

- ② 郵送による場合
- ・簡易書留とすること。
 - ・令和元年8月23日（金）の消印のあるものまでを有効とする。

(2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）
郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
電話 (097) 506-5518

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願書（様式1-1） ----- 管理職経歴実績書 （様式1-2）	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。 ・過去（H21～H30）に実施した当該試験に出願したことがある者については、直近の受験年度の6月以降における管理職としての新たな実績及び成果を詳細に記入すること。
② 自己アピール書（様式2）	・必要事項を記入すること。
③ レポート （A4判縦長、横書き、 2,000字程度）（様式3）	・テーマ「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められています。この中で期待された成果を挙げられるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。
④ 返信用封筒 （第1次選考結果通知用）	・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けられないことがある。

イ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

7 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内容等
書類選考	提出書類による。

(2) 選考結果

第1次選考の結果は、令和元年9月9日(月)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政揭示板(県民室横)に第1次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

また、第1次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

8 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。

なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

令和元年9月14日(土)

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選考	内 容 等
面接 I	個人面接(自己アピール書及びレポートの内容に関する面接)
面接 II	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、令和元年10月16日(水)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政揭示板(県民室横)に、第2次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

(注意) 第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としてないことがある。

9 得点等の送付

受験者全員に対して、第1次試験の総合点及び第2次試験の総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

(1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。

(2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(参考)

(1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤続手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

(参考) 職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料(平成30年10月5日勧告)

小・中学校長の平均給料月額(基本給) 445,537円

平均給与月額(基本給及び諸手当) 517,416円

(2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、官利企業等への従事は原則として認められない。

(3) 退職については、職員の定年等に関する条例(昭和59年大分県条例第13号)の規定が適用される(60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。)

大分県教育委員会採用試験

令和2年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験実施要項

令和2年5月14日

大分県教育委員会

令和2年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験実施要項
大分県教育委員会

1 目的

大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)を志望する者について、令和2年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用 予定者数	職 務 内 容
埋蔵文化財担当職員	2人	令和2年度から文化課、埋蔵文化財センター等に勤務し、文化財保護行政及び埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は大学院で、考古学、歴史学又は文化財学に関連する専門課程を卒業（修了）した者又は卒業見込み（修了見込み）の者
- (2) 昭和44年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 令和2年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和元年5月7日（火）から同年6月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験願書在中」と朱書きすること。 ・令和元年6月7日（金）の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
 大分県教育庁 教育人事課 教育庁人事班
 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5427

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受験票	・必要事項を記入すること。
③	返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「第1次選考結果通知用」）	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「○○○様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。

④ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）
---------	-----------------------

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ
<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/> から入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

令和元年6月14日（金）頃本人宛で発送する。

※ 令和元年6月21日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 第1次試験

(1) 期 日
令和元年6月30日（日）

(2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）

(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

時間	試験等	試験会場
9：00	入室完了	・試験室には、8：30から入室可
9：00～9：20	出欠確認、諸注意	
9：20～10：20	専門試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学等）

※ 専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認める。

(4) 携行品 受験票、時計（計時機能のものに限る。）及び筆記具（黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム）

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍とする。

ただし、採用予定者数の3倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とならない。

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（100点満点中40点）以下に

該当する場合

- ② 第1次試験の選考の結果は、令和元年7月26日(金)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。
また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。
- ③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載する。

6 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。
なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。

- (1) 期 日
令和元年8月24日(土)
- (2) 試験場
大分県教育センター(大分市大字田野原847番地の2) 電話(097)569-0118
- (3) 試験内容

試験	内容等
実技試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識(考古学)についての実技
個人面接	・人物、教養、専門性及び公務員としての適格性についての個人面接

(4) 選考結果

選考の結果は、令和元年9月9日(月)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

7 各試験の配点

試験	第1次試験(100点)		第2次試験(300点)	
	専門試験	実技試験	個人面接	個人面接
配点	100点	100点	100点	200点

8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口

頭による開示(簡易開示)は行わない。)

9 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

10 採用及び給与

- (1) 合格者は、令和2年4月1日付けで採用する。
- (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

11 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わりに使用することはできない。

○公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和元年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

令和元年八月六日(火曜日)午前十時から

二 試験の場所

大分市千代町三丁目三番八号

学校法人平松学園 大分短期大学

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- #### 四 試験科目
- 1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

令和元年五月七日

大分県報(教育委告示・公告)

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室又は各保健所（保健部）に備え付けたもの） 正副各一通

2 履歴書（受験願書（正）の裏面に印刷のもの） 一通

3 戸籍抄本 一通

4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚

(一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。

(二) 正面、上半身、無帽のものであること。

(三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。

(四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）

住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）

2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）

大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和元年六月十日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。

八 受験手数料

一万五百円（受験願書提出の際納入すること。）

九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し百二十円切手を同封すること。

3 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるため、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。